

議員提出議案第10号

議案第71号「知立市税条例の一部を改正する条例」に対する附帯決議

上記の議案を別紙のとおり決議するものとする。

令和2年12月21日提出

提出者	知立市議会議員	田中健
賛成者	知立市議会議員	石川智子
	〃	稲垣達雄
	〃	杉山千春
	〃	川合正彦

提案理由

この案を提出するのは、「知立市税条例の一部を改正する条例」に対し、強く要請する必要があるからである。

議案第71号「知立市税条例の一部を改正する条例」に対する附帯決議
(案)

資本金等の額が1億円を超える法人に対して適用している法人市民税のうち、法人税割部分の超過課税の適用期限をこのコロナ禍の厳しい社会情勢にあつての令和8年3月30日まで5年間延長することに当たり、対象となる企業へ丁寧な説明を行い、施策の目的に対する十分な理解を得ることが不可欠であり、併せて更なる良好な関係確立が不可欠であると考える。

については、本条例の施行に当たって、次の事項に関する措置を要望する。

1. 市民及び企業に対する説明責任を果たすため、企業への具体的な事業計画等の説明を十分に行うとともに、超過課税制度に関する説明を市のホームページ等で広く市民に公表すること。
2. 超過課税の導入目的である、「知立駅付近連続立体交差事業及び知立駅周辺土地区画整理事業の早期実現」のために特定の企業に負担をお願いするに当たり、長期にわたって負担をかけ続けることは好ましくないため、適用期限の令和8年3月30日で当該超過課税を終了とすること。

上記決議する。

令和2年12月21日

知立市議会